

申請者:平田 譲二

論文題目 組織における逸脱施策の長期的継続

審査員 佐藤郁哉
沼上幹
田中一弘

本論文は、日本の自動車メーカー、金融機関、飲料メーカーの合計3社を事例研究の対象にして、それぞれの組織において逸脱的施策が採用された経緯とその影響について、次の3点から明らかにしようとしたものである——①なぜ逸脱的施策が組織レベルで採用され、長期間利用され続けたのか、②逸脱的施策はどのような経緯で長期間維持されたのか、③逸脱的施策の長期的継続によって、組織活動に対してどのような影響があったのか。本論は、自動車メーカーの事例をベースにして上記の3点のそれぞれに関する3つの仮説モデルを導出した上で、その一般化可能性を金融機関および飲料メーカーの事例で検討する、という構成になっている。

本論文の評価できる点として、以下の3点があげられる。第1に、組織の失敗という理論上も実証上も困難な課題に対して果敢に挑戦し、多量かつ広範囲にわたる文献を渉猟した上で独自のモデルを構築しようとした点である。第2に、本論文は、中心的な事例研究の対象となった自動車メーカーにおける著者自身の体験を含めた現場に密着した情報に加えて、それぞれの企業について複数のインフォーマントからの協力を得て企業の内部事情に関する詳細な情報を収集し、さらにそれを各種文書資料などによって裏付けており、実証研究の綿密さという点でも評価できる。第3の長所は、事例研究の成果をふまえて実践的インプリケーションとして、そのような逸脱的慣行を打ち破り、組織を革新に導くイノベータの資質とイノベータが生まれる環境条件についても言及している点である。

本論文の問題点としては、次の2点があげられる。第1に、広範な文献レビューをおこっちはいるものの、その記述が羅列的になっている箇所もあり、事例研究との接続がやや薄くなっている。第2に、情報収集が非常に難しいトピックを扱っていることもあってか、理論的主張の根拠として具体的な事実というよりは、推測に頼っている部分が何カ所かみられる点である。もっとも、これらの欠点は、上記の長所を損なうものではない。

よって審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。